



(単位：百万円)

- (注) 1. 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高は、各地方公共団体への一般会計債、臨時財政対策債、減収補填債及び公営企業債の貸付残高の合計である。
2. 都道府県・市区町村、一部事務組合等の残高に地方道路公社(6)4,211百万円を加えると、令和5年度末貸付残高は23,074,004百万円となる。
3. 「令和5年度末貸付残高」は、総務省が令和5年度に発表した「令和4年度決算に基づく健全化判断比率(確報値)」により分類。
4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
5. 「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体である。
6. 「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体である。
7. 「健全団体」とは、前記5、6以外の団体である。

2. 地方公営企業への貸付残高の状況

(単位：百万円)

財政健全化法による分類	事業主体数	令和5年度末貸付残高	割合	事業主体数	令和4年度末貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
	1	323	0.00%	2	71,459	0.60%	-1	-71,135	-0.60%
	4,818	11,659,171	100.00%	4,855	11,868,872	99.40%	-37	-209,701	0.60%
	4,819	11,659,494	100.00%	4,857	11,940,331	100.00%	-38	-280,837	

- (注) 1. 「令和5年度末貸付残高」は、総務省が令和5年度に発表した「令和4年度決算に基づく資金不足比率(確報値)」により分類。
2. 「令和5年度末貸付残高」及び「令和4年度末貸付残高」は、1の内数である。
3. 事業主体数とは、地方公共団体及び一部事務組合・広域連合・企業団が所管する各事業数である。
4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
5. 「経営健全化企業」とは、財政健全化法に基づき、経営健全化計画を定めている事業主体である。
6. 「健全企業」とは、前記5以外の事業主体である。